

介護保険住宅改修 理由書作成手数料の支給について

1. 支給対象となる業務

- ・居宅・予防介護支援の提供（ケアプランの作成等）を受けていない要介護者等に対する「住宅改修が必要な理由書（以下「理由書」という。）」作成等の住宅改修費支援事務に係る手数料を支給します。
- ・支援事務には、要介護者等からの相談受付、施工業者との調整、理由書作成から事前申請手続き、工事の完了確認までの一連の事務が含まれます。
- ・「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出がされているときは、理由書作成を行った月及び住宅改修着工日の属する月において居宅・予防介護支援の提供を受けていないこと、居宅介護支援事業者が要介護者等に係る居宅・予防介護支援費を算定していない場合が支給対象となります。

2. 支給対象者

- ・介護支援専門員
- ・作業療法士
- ・理学療法士
- ・福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者
- ・その他これらに準ずる資格を有する者として市長が認める者

3. 支給の金額

- ・理由書作成案件1件につき、2,200円（消費税を含む）

4. 支給の申請および支給方法

- ・工事及び住宅改修費の支給申請が完了した案件に係る理由書作成業務手数料について、下記の必要書類を揃えて市長あてに請求してください。
- ・手数料は、支給対象者が指定居宅・予防介護支援事業者に所属する介護支援専門員の場合は指定居宅・予防介護支援事業者に、それ以外の場合は、対象者の属する事業所または作成者個人の指定口座に振り込みます。

5. 提出する書類

- ① 須坂市住宅改修費支援事業手数料請求書兼明細書
- ② 請求内訳明細書（介護保険住宅改修理由書作成費）追加用 ※4件以上の時に提出
- ③ 理由書作成者の有する資格を証する書類の写し

※①に③を添付し、提出してください。

明細が4件以上のときは、②も作成し提出してください。

6. その他

- ・この手数料は、令和2年7月以降に作成された理由書分から請求可能となります。
- ・請求書の提出は、対象の住宅改修工事完了後、支給申請書が提出された月の翌月を目安にお願いします。
- ・「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出がされているときは、理由書作成を行った月及び住宅改修着工日の属する月の居宅介護支援費等の算定状況をご確認のうえ請求をお願いいたします。